

静岡県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第14号

静岡県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（昭和60年静岡県規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(浄化槽管理士証) 第9条 (略)	(浄化槽管理士証) 第9条 (略) <u>(研修)</u> <u>第9条の2 条例第9条第8項の規則で定める</u> <u>研修は、知事又は知事が指定する者が実施す</u> <u>る浄化槽の保守点検に関する研修とする。</u>
(標識) 第10条 (略)	<u>2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に、</u> <u>前項の研修を条例第2条第2項の登録の有効</u> <u>期間ごとに1回以上受講させるものとする。</u> (標識) 第10条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

浄化槽管理士	
氏名	免状の交付番号

様式第1号中

を

」

浄 化 槽 管 理 士		
氏 名	免 状 の 交 付 番 号	研 修 の 受 講 時 期

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書は、改正後の静岡県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の相当の様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。